

平成31年度 岐阜県水防協議会 議事録

日時：平成31年4月24日(水曜日)10:00～11:45

場所：サンレイラ岐阜 特別会議室

1. 出席者

- ・会長 岐阜県知事 代理 県土整備部次長 松田 勲
- ・委員 国土交通省中部地方整備局長 代理 水害予報センター長 戸谷 三知朗
- ・委員 岐阜県地方気象台長 川嶋 徹
- ・委員 岐阜県河川協会会長 代理 岐阜市基盤整備部水防対策課長 川口 幸男
- ・委員 西日本電信電話(株)岐阜支店長 代理 災害対策室担当課長 山田 真也
- ・委員 中部電力(株)再生可能エネルギー事業部岐阜水力センター所長
代理 専門課長 藤澤 勝三
- ・委員 陸上自衛隊第35普通科連隊長 代理 第3科長 小澤 元
- ・委員 岐阜市水防協会会長 戸本 敏夫
- ・委員 岐阜市立藍川北中学校長 中谷 恵子
- ・委員 中部学院大学短期大学部学長 片桐 多恵子
- ・委員 岐阜県警察本部長 代理 警備第二課災害対策室長 國枝 薫
- ・関係機関 岐阜県危機管理部長 代理 防災課防災対策監 高見 浩一郎
- ・関係機関 木曽川上流河川事務所長 代理 副所長 松原 充幸
- ・関係機関 木曽川下流河川事務所長 代理 副所長 田中 靖久
- ・関係機関 庄内川河川事務所長 代理 総括地域防災調整官 尾畑 功
- ・関係機関 航空自衛隊岐阜基地司令 代理 防災係長 古田 勝英
- ・事務局 岐阜県県土整備部河川課長 井上 清敬
- ・事務局 岐阜県河川課 管理調整監 吉川 昌宏
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係長 高橋 祐二
- ・事務局 岐阜県河川課 維持係長 豊福 洋生
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主査 宮嶋 泰徳
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主事 川合 雄大
- ・事務局 岐阜県河川課 水政係主事 尾関 宏紀

(欠席) 岐阜県町村会会長 井戸 敬二

(欠席) 岐阜県議会議長 尾藤 義昭

(欠席) 公益社団法人岐阜県看護協会会長 石山 光枝

(欠席) 大垣市PTA連合会中学母親代表 松山 昌代

(欠席) 岐阜県女性防火クラブ運営協議会副会長 上松 幸恵

2. 議題

- ・令和元年度岐阜県水防計画変更（案）について

【司会：（以下、河川課 高橋水政係長）】

本日は、ご多忙の中、岐阜県水防協議会にご出席賜りありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、協議会を開催します。

最初に、出席委員数の報告を申し上げます。岐阜県水防協議会条例第6条により、協議会は委員の3分の1以上の出席で成立いたしますが、当協議会の委員15名のうち、本日の出席者は、10名でございますので、協議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

当協議会の会長であります知事は所用のため出席できませんので、代りまして岐阜県県土整備部次長松田からご挨拶申し上げます。

【会長（代理：松田県土整備部次長）】

岐阜県県土整備部次長の松田でございます。

皆様には、平素から本県の水防行政・河川行政に対し、深いご理解とご協力を賜りありがとうございます。また、本日はご多忙のところ、当協議会に出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度の7月豪雨により、本県でも関市の津保川で1名の方が亡くなるなど、甚大な被害が発生しました。一方、長良川を始め、これまで実施したハード対策が効果を発揮し、被害を抑制できたことから、引き続き河川改修や施設の維持管理などのハード対策を着実に進めていく必要があります。

本県では、流域住民に対して洪水時のリスクの高まりを見える化するため、危機管理型水位計の設置をするとともに、避難の判断の参考となる基準水位をホームページで公表しています。また、平常時に避難勧告等の発令地区を特定できるよう、県管理のすべての河川で水害リスクの高い地区を示した地図を公表します。

今後も市町村や関係機関の皆様と連携しながら、ハード対策により、治水安全度の向上を図りつつ、県民の避難につながるソフト対策を進めてまいります。

本日は、今年度の水防計画を策定するため、水位周知河川の基準水位の見直しや重要水防箇所を中心にご審議いただきます。

本日の議論を踏まえ、関係する皆様と水防体制の強化を図って参りますので、宜しくお願いします。

以上、ご挨拶とさせていただきます。

3. 議事録署名者選任

【司会】

どうもありがとうございました。なお、本日の出席者のご紹介につきましては、出席者名簿の配付をもって代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

岐阜県水防協議会条例第5条の規定により、会長が議長となりますが、本日会長は欠席ですので、あらかじめ会長から指名されました県土整備部次長の松田が、本日の会議の議長を務めますので、よろしく願いいたします。

【議長（以下、松田県土整備部次長）】

議長を務めさせていただきます岐阜県県土整備部次長の松田です。よろしく願いいたします。

はじめに、議事録署名者の選任を行うことといたします。この選任については議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なし>

【議長】

異議がないようですので、議事録署名者に岐阜地方気象台長の川嶋徹様、岐阜県河川協会会長代理の岐阜市基盤整備部水防対策課長の川口幸男様を指名させていただきます。

ご両名様におかれましては、宜しくお願いします。

4. 議事

【議長】

それでは、水防法第7条第1項の規定に基づき、知事から岐阜県水防計画を別添の「令和元年度岐阜県水防計画変更案」のとおり変更したいと諮問がありましたので、ご審議をお願いしたいと存じます。変更案について、事務局の説明を求めます。

【事務局（河川課 尾関主事）】

河川課水政係の尾関と申します。よろしく申し上げます。それでは、私から令和元年度岐阜県水防計画変更（案）について、説明させていただきます。

まず、本日の次第をご覧ください。今回の変更点は、「2 議事」の「令和元年度岐阜県水防計画変更（案）について」に記載のとおり、（1）国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報等の伝達系統の変更、（2）水位周知河川において国土交通大臣が発表する情報の追加（3）基準水位の見直し、（4）県が発表する水防警報等の様式の変更、（5）重要水防箇所の見直しを主なものとして行いたいと考えております。

それでは順番にご説明させていただきます。まずは（1）国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報等の伝達系統の変更について、ご説明させていただきます。5Pをご覧ください。

国土交通省が発表する洪水予報のうち、長良川中流の対応水防管理団体として、各務原市、岐南町、笠松町、北方町、本巣市、養老町を追加、また、揖斐川中流において大垣市、羽島市、岐阜市、北方町を追加しております。これは、洪水浸水想定区域が拡大されたことによるものです。

平成27年の水防法改正により、洪水浸水想定区域の設定の考え方は、それまでの計画規模の降雨によるものから、想定し得る最大規模の降雨によるものに変更となりました。これにより各指定河川において順次進められているところですが、長良川中流および揖斐川中流においては、見直しの結果、これらの自治体が新たに浸水想定区域に含まれることとなりました。そして、それらの自治体に対しても洪水予報が伝達されることとなったため、今回追加しようとするものです。

次に（2）水位周知河川において国土交通大臣が発表する情報の追加についてご説明させていただきます。12Pをご覧ください。昨年度までは国土交通大臣が水位周知河川において発表する情報として、「氾濫危険情報」と「氾濫警戒情報」を記載しておりましたが、それに加えて、氾濫が発生したときに発表される「氾濫発生情報」と、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したときに発表される「氾濫注意情報」を記載しようとするものです。

これらは現在でも運用で、発表することとされておりますが、水防計画上に規定がなかったため、情報を受け取る各関係機関が、情報を受け取ったときに情報の意味を理解しやすいよう、現実の運用に合わせた形に修正することとするものです。

次に（3）基準水位の見直しについて、ご説明させていただきます。21Pをご覧ください。国直轄区間の洪水予報河川および水防警報河川である、土岐川の基準地点「多治見」の基準水位について、避難判断水位を「4.70m」から「5.30m」に、氾濫危険水位を「5.00m」から「5.60m」に変更を予定しております。22Pをご覧ください。県管理区間の水位周知河川および水防警報河川である、長良川の基準地点「新美並橋」の基準水位について、氾濫注意水位を「3.80m」から「3.10m」に、避難判断水位を「4.40m」から「3.20m」に、氾濫危険水位を「5.00m」から「3.80m」に変更を予定しております。

見直しの概要については、後ほど岐阜県河川課維持係および国土交通省庄内河川事務所様からご説明させていただきます。

次に（4）県が発表する水防警報等の様式の変更についてご説明させていただきます。6Pをご覧ください。こちらは洪水予報の発表形式ですが、今年度から見出し及び主文に参考となる警戒レベルを記載しております。記載をする背景と致しましては、平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループによる「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」を受け、市町村や住民等による災害発生のおそれの高まりに応じた避難勧告等の発令や避難行動を支援することを目的に、洪水予報と5段階の警戒レベルとの関係を明確化する改善を実施することとしました。この取り組みの一環と致しまして、国、県が発表する水防警報等には見出し及び主文に参考となる警戒レベルを記載しようとするものです。

また、岐阜県では、ホームページ「岐阜県川の防災情報」を通して、県内の雨量情報や河川の水位情報

等、災害時に県民の皆様の避難を支援する情報を提供しています。

平成30年12月には、この「岐阜県川の防災情報」を、県民の皆様が主体的に避難しやすくするため、より見やすく分かりやすくリニューアルしたところでした。その中で、水位到達情報などの発表様式も一部修正したため、これに合わせて水防計画も改正しようとするものです。

最後に、(5) 重要水防箇所の見直しです。今回の見直し箇所については、お手持ちの資料の24ページに県管理区間、25ページ以降に国直轄管理区間について掲載しております。

それでは、県管理河川分について、簡単に説明させていただきます。

まず、大垣市の津屋川で、新たに重要水防箇所を追加します。追加理由は、津谷川では、昭和51年の台風17号、平成16年の台風23号により家屋の浸水被害があり、現在では、公共広域河川改修により、築堤工事を進めております。今回は城山橋陸閘について、重要水防箇所として追加しようとするものです。

こちらが城山橋陸閘になります。

続いて大垣市の抗瀬川で、重要水防箇所の一部である地点に新たに笠木南陸閘を新設したため、理由に陸閘を追加しようとするものです。

スライドの通り、陸閘が新設しております。

最後に、太江川新たに重要水防箇所を追加します。追加理由は、平成30年7月豪雨では水防団により、パトロールや積土の工などの水防活動が行われました。今後重要水防箇所に指定し、合同巡視などを行う予定であります。

私からの説明は以上とさせていただきます。

続きまして、河川課維持係から、新美並橋の基準水位の見直しについて説明させていただきます。

【事務局（河川課 豊福係長）】

河川課維持係の豊福と申します。

私からは、長良川の新美並橋地点での、氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位の変更についてご説明させていただきます。

まず新美並橋の位置についてですが、郡上市の南にあり、長良川の上流から下流に流れる途中にあります。水位周知河川には、観測所が3つありまして、下流から上田水位観測所、今回見直しを行う新美並橋水位観測所、そして上流に稲荷水位観測所があります。

見直しを行う区間は郡上市美並町下田橋から郡上市亀尾島川合流点までの約13.1kmの区間でございます。

変更する理由といたしましては、平成30年7月豪雨がきっかけであります。平成30年7月4日～7月8日までの各観測所の水位の内訳をご覧ください。上田水位観測所と稲荷水位観測所では、3回氾濫危険水位を超えていますが、新美並橋観測所では一度も氾濫危険水位に到達しておらず、氾濫注意水位までしか到達していないため、洪水痕跡とHQ式による換算水位との比較検証を行いました。

その結果、観測水位に比べ換算水位が1.2m程度低い状況であることが分かりました。こちらのスライドが、平成30年7月洪水における水位縦断図であります。赤い線が実際の痕跡水位で、青い線が、HQ式で求めた換算水位でございます。ご覧のとおり、上田水位観測所と稲荷水位観測所の区間では、痕跡水位と換算水位がほとんど一致しておりますが、新美並橋水位観測所の区間では、痕跡水位が換算水位よりも1mから2mぐらいずれております。このままだと、新美並橋の水位周知区間が、現在危険側の発令基準になっているため、上田水位観測所のHQ式より算出した流量と新美並橋水位観測所の水位との関係より、新たなHQ式を作成し、水位周知の基準水位の見直しを行いました。

見直した水位縦断図を見ていただくと、洪水痕跡と改HQ換算水位はほとんど一致していることが分かります。

今回危険箇所であった浅柄地区の現行値と見直し水位を比較すると、現行値の危険水位が、5.88mに対して、見直し水位は4.66mになります。危険水位、水位上昇量、リードタイムを加味し、計算すると、氾濫危険水位は現行値の5.0mから3.8m、避難判断水位は4.4mから3.2mになります。

また氾濫注意水位につきましては、3.2mと求められましたが、避難判断水位と同じため、バランスを考慮し、3.1mと設定し、水防団待機水位については、現行値を採用し、郡上市と合意をしております。

参考にはなりますが、現行値の氾濫危険水位、避難判断水位は近年に過去の到達は無かったですが、改

定した水位だと、氾濫危険水位は10年に1回、避難判断水位は10年に3回発生する可能性があります。

現行値の氾濫注意水位は10年に1回発生する程度の水位でしたが、改定した水位だと10年に4回発生する可能性があります、防災機能が強化されることになります。

また、平成30年7月4日～7月8日豪雨での状況に対して、見直した水位を適用しますと、上田水位観測所と稲荷水位観測所と到達する頻度が同じようになります。

なお、HQ式が実績と乖離したのは、新美並橋に水位計を設置したのが、平成18年で、水位周知河川としたのが平成19年であり、水位計を設置してから、期間が1年しかなく、精度が低かったことが原因であったため、精度を高めるため、今回の見直しを行いました。

私からの説明は以上とさせていただきます。

続きまして、庄内川河川事務所から、説明させていただきます。

【庄内川河川事務所 尾畑総括地域防災調整官】

庄内川河川事務所の尾畑と申します。私からは庄内川水系庄内川（土岐川）の多治見観測所の基準水位の見直しについてご説明させていただきます。

まず、土岐川では、河川整備が行われた結果、危険水位が見直され、避難判断水位を4.70mから5.30m、氾濫危険水位を5.00mから5.60mに変更する予定であります。

多治見市では、平成23年台風15号豪雨相当の降雨に対し、排水対策を講じており、脇之島川の付け替えや脇之島排水機場を土岐川左岸ポンプ場に新設するなどの整備及び土岐川の水位低下対策を行いました。

その結果、土岐川の左岸である脇之島町の浸水被害の解消ができたとともに、対岸の平和町では、築堤や川辺の増強を行い、平成30年7月豪雨でも大きな出水とはなりませんでした。

また多治見市では、昨年度から住民が避難する水位を上げている関係もあり、危険水位の見直しを行ったところ、特に平和町側の浸水に関しては過去低いことが分かり、多治見市との協議の結果、今年度から避難判断水位と氾濫危険水位を変更し、5月30日の会議で正式な発表となる予定でございます。

私からの説明は以上となります。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありました、岐阜県水防計画の変更案につきまして、ご質問、ご意見等のある方は発言をお願いします。

<意見なし>

【議長】

特にご意見等ございませんでしたので、本日も審議頂きました内容にて早速運用できるよう準備するとともに、岐阜県水防計画を変更するよう、知事へ答申させていただきます。どうもありがとうございました。

なお、議事録署名者の方には、後日、議事録を送付させていただきますので、ご署名をよろしく願います。

以上

上記の通り、令和元年度岐阜県水防協議会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名者が署名・捺印する。

令和元年5月21日

議事録署名者 _____ 印

_____ 印